

第5回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成15年9月20日(土) 13:30～17:00

●【開催場所】 田辺市 西牟婁振興局 4階 大会議室

●【出席者】 委員11名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、井伊博行、緒方順子、小野正治、
柏崎幸雄、近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、森正一、

県：増谷行紀循環型社会推進課処理計画推進室長 他

事務局：真砂稔事務局長、中本政吉事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長 他
産業廃棄物関係者(排出事業者、廃棄物処理業者)

●【傍聴者】 一般21名、報道2社

(敬称略)

(事務局) 委員会の成立、傍聴人、報道機関への諸注意

(委員長)

今回は紀南地域の「産業廃棄物の実態と課題」について、産業廃棄物の関係者の方も出席しているので、突っ込んだ検討をしたいと考えています。

議事に入る前に、私から報告します。

本日欠席の山本委員が、9月7日に古座町にて開催された「よりよいごみ処理施設を考える会」の勉強会に出席し、串本・古座・古座川町で計画している広域ごみ処理施設についての意見を述べられました。各委員が個人の資格でいるんな場所で発言されるのは自由であり、委員会として申し上げることはないが、山本委員から「今回の勉強会での発言は、当委員会に関係しているような印象を与えた。関係者の方々に迷惑を掛けたのではないか」と危惧の念を事務局に伝えられました。

私として「委員会はこの件については全く関与していない」ということをはっきりと皆さんに報告しておきたいと思います。また新聞の報道もあり誤解を避ける意味から、委員長・副委員長連名による文書で、協議会会長や、協議会の構成員に当委員会の立場、基本的な考え方、経緯を説明したいと考えています。この件に関し委員長、副委員長に一任していただければと思いますが、皆さんの意見は。

(委員)

山本委員の発言内容などは全く知らないもので、その辺から知りたいが。

(委員長)

知らない方もいるので、新聞資料を配付して欲しい。

(委員)

委員会は紀南地方の一般廃棄物、産業廃棄物の適正な処理を検討する委員会です。串本・古座・古座川町は切羽詰まった状況で問題を抱えています。そのことを勉強するために私が先生にお願いしお呼びした。無知なままに行政、住民が進んでいるのではないかと懸念から、焼却炉とはどんなものかという一般的な話をしていただいた。この委員会は一般廃棄物、産業廃棄物の処理について検討するのであれば、3町のことに関係が無いというのは理解できません。

地域では問題を抱えて模索しているところであり、循環型社会を創ろうと頑張っている。委員の発言の何が問題なのか、それを委員会から申し入れること自体おかしいのではないですか、良いごみ行政をすぐに始めねばならない状況ではないのでしょうか。

(委員長)

山本委員の意見を聞いて、良いとか悪いとかを言うのではありません。委員会は紀南地域全般の廃棄物の適正な処理について諮問を受けており、3町の焼却施設整備に関する諮問は受けていません。施設整備につき、あたかも委員会が関与しているかのような誤解が生じないようにしたいとの考えで申し上げます。皆さんが3町の施設について勉強会を行うのは敬意を表したいし、議論は大いに結構ですが、委員会として関与はしていないことを申し上げます。

(委員)

山本委員が個人的にこの勉強会に講師として話されたのは構わないと思うが、新聞報道に委員会の肩書きが出ていれば、読んだ人は「この委員会から派遣された人だ」といろんな誤解が生じる可能もあり、問題があるのでは。

(委員)

委員会で決まった事を外に向けて言うのは良いことですが、報道のように肩書きがあって発言すれば、この委員会で決まった発言のような誤解を招きます。山本委員の言われた事は個人としての意見であり、委員会で結論を出している訳でもなく、検討もしていない。一人歩きしては困る、ということです。

(委員長)

山本委員が個人として発言される内容に、我々が意見を申し上げる事ではありません。新聞報道のように大きく当委員会の学識委員と書かれれば、常識的に当委員会がこの施設の内容について関与し、意見を持ち、その意見を反映しているのではないか、との誤解を受けるのはよくないと思い報告しました。

(県)

山本委員に新聞記事をFAXしました。山本委員は「個人で参加したことであり、その発言についても個人の考えである。しかし、この記事を見れば当委員会の一員としての発言との誤解を与えかねないので、関係者にそのことを申し上げたい」との事でした。

それを委員長にご報告申し上げたところ、委員会として早急に態度を明らかにしておいた方が良いとお返事がありました。委員長が言われるのは、山本委員の発言内容が正しいか否かの問題ではなく、委員会として関与しているかのような印象を与えることが問題であるとの事です。

(委員)

この件について、何か協議会に苦情があったのですか。

(県)

この記事が出た後、県には匿名の電話がありました。主旨は「聞いていることと話が違うのではないか」という趣旨です。この方の考えている内容は解らないが、問い合わせがあったことは事実です。どんな方が解れば説明もしましたが、名前も言ってくれなかったため、説明が出来ませんでした。誤解が有るか否かは、我々が判断すべき事では無いと考えます。

(委員)

新聞報道が先走ったことではないのですか。この勉強会で「こんな立場で発言します。」とは言ってないのであるから、我々委員会としての責任の話ではないのでは。

(委員)

委員会で何かをしたのではないのだから、協議会に対して文章の説明する必要もないと思いますが。

(委員)

町長たちも何も思っていないし、誤解はしていませんよ。個人的に勉強会に来ていただいたことであり、この委員会が派遣したのではないから。

(委員)

山本委員は勉強会で持論を言われたのですが、何らかの話しを行うのであれば委員長に断るのが常識だと思います。

(委員)

委員会の範囲であるなしの問題ではなく、3町で行う処理施設について出来るだけ良い物を作ろう、みんなで応援しようということから、みんなで勉強すればいいのであって、委員会が関与している、いないでなく、地域のごみ行政をどうするのか大局的に考えるべきだと思います。21世紀は燃やしたり埋め立てたりするものを少なくし、循環型社会を創らねばならないのに、関係があるとか無いとか、権限がない等の問題ではない。将来を見据えて議論を盛り上げねばならない。お願いした身としては、山本委員に大変申し訳なく思います。

(委員長)

ごみ行政について情熱を持って取り組んでいることは大事なことと思います。しかし、委員会では諮問の範囲があるから、そこから逸脱したり、誤解があった時には、適切な対応があって当然のことと思います。

(委員)

自由に発言するのは良いことだが、新聞記事には「廃棄物検討委員の山本氏」と肩書きを用いて書いてあるからそれが問題となります。肩書きに重みがあり、委員会で決まったことが、そこで発言されたかのようになっているから「誤解」が生じる。今後、我々は個人としての発言なのか、それとも委員としての発言ならここで決まったこととして伝わるから、十分に注意しないとイケない。

誤解の責任というなら、新聞社なのか、あるいは本人が新聞社にどう伝えたかですが、もう出てしまったことなので、誤解を生まないようにするには、山本委員が個人的に発言されたことである、ということをお互いに確認するということが、問題はないと思う。この中にも違う意見の方もいると思うから、この発言が委員会の意見ではない。違うことは言わなければだめで、当然だと思う。また関係者の方にも伝えて当然だと思います。これから皆さんも取材等があった場合には注意してもらわないと、相手は重みを持って書きます。

(委員)

検討委員会が主催し、こう言っているとかは何も書いていない。これからは各委員さんをお呼びして勉強会をすれば、いちいち町長に手紙を出す必要があるのか、それはおかしいのでは。

(委員)

ある新聞は、肩書きを「専門家」としている。

(委員長)

新聞社に訂正記事を載せるのも一つの方法であるが、皆さんの合意の中でそれを行うのが良い、というなら考えます。

(委員)

地域の代表として来ている訳で、いろんな議論しなければならないと思う。それで個人的にもこのような意見も出ていることであって訂正することはおかしいと思う。

(委員長)

新聞社の訂正記事は、委員長の判断で必要なし、と判断します。

また協議会の構成員の方々には、あくまでも誤解を避けるという意味で、きちんと説明した方が今後の審議のためにも良いと考えます。

山本委員の発言内容については、委員会と関係のないことですからコメントは一切しません。

(委員)

委員会の結果を我々が地元で発言するのは、個人として発言することになるのでは。

(委員)

いや違う。この委員会で決まったことを言うのはいいと思う。この記事の発言は委員会で決まったことではありません。それを肩書きをつけて言うのが問題だ、ということです。

(委員)

確かに21世紀のごみ問題の解決は大事なことだと思います。それとこの山本委員のことと別問題と考えたい。匿名の電話もあったことから、誤解を招くようなことがあればはっきりと「この委員会とは無関係」との文書を出した方がはっきりすると思う。

新聞社にお願いしたいのですが、個人的な発言なのか、委員としての発言なのか、確認して書いていただきたいと思う。この件については、誤解を招かない主旨で、委員長にお任せしたいと思います。

(委員長)

まとめると、先日の新聞報道での勉強会における山本委員の発言は、個人の発言であること、また個人的な発言に委員会としてはコメントしないが「それは委員会の意見ではありません」ということを明記したい。そして、そのことをまとめた文書を当協議会の構成員の方々にお渡しします。その文書については、委員長、副委員長に一任いただきたいと思いますが。

(委員)

・・・委員多数了解の声・・・

(委員長)

次に、前回の議事録の確認です。内容で何か。

異議無しとして、承認します。

本日の議題は「紀南地域の産業廃棄物に係る実態と課題」です。事務局説明願います。

(事務局)

資料の確認をお願いします。

前回、「紀南地域の産業廃棄物に係る実態と課題」を県の廃棄物実態調査を基にし、廃棄物の種類別の処理状況、移動状況により検討をしました。

地域の多量排出廃棄物である建設業からのがれき類、木くずなどは地域内で破碎処理や自己利用、再利用が高い農業系の家畜ふん尿も農地還元による堆肥化が行われている。しかしながら少量排出物であっても、燃え殻・ばいじん、廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラスチック、感染性廃棄物は県内に処理施設がなく、ほとんどが地域外で処理されているものがある。

さらに地域内の排出物として課題があるものは、梅加工業からの植物性残渣であり、建設リサイクル法が施行され分別は進んでいるが、一部混入物が混じった廃材、廃プラスチック

類などが処理に課題がある事がわかりました。

委員からは「自区内処理というのが、原則であるが、それぞれが広域的なりサイクルや処理ルートが存在しているのであれば、適正に処理されているかどうかの問題ではないか」「廃棄物の移動にも問題があるのでは」という意見もいただきました。

このため8月中旬に地域内の製造業者を中心とした排出業者約2,800社、地域から排出する廃棄物を処理している県内外の処理業者230社にアンケート調査を行ないました。その結果を踏まえたものが、今回の資料1となっています。

アンケート結果の概要は資料2にまとめています。ただ、まだ回収中であるため、最終結果が出ましたら資料として再度提出します。

また以前の委員会において、事務局では産業廃棄物に関しては、把握するのに限度があり、産業廃棄物の排出、処理に携わっている業者での組織づくりを行うことを申しましたが、そのメンバーが決まったので、別紙のとおりお知らせします。

今日はその中から、出席していただいている方もいますので、事務局の説明の後、補足説明をお願いしたいと考えています。

今回のアンケート調査は、排出事業者には資源化、減量化について、処理業者には処理施設や今後の状況についての項目があり、それを反映した結果を「資料1」にまとめていますので、廃棄物の発生先、処理、課題と方策という項目に注目してください。

有機性汚泥の下水汚泥は、発生が公共下水道に限定され、事業所内で脱水処理が多くされています。

製造業からの有機汚泥は、大手企業については、自社に脱水処理施設があり、脱水処理による減量化がされています。汚泥については、肥料等に活用できないか等様々な取り組みを行っています。

産業廃棄物としての紙くずは業種指定があり、地域内では大手製紙会社に限定されます。しかし、事業系一般廃棄物としての紙くずが多く発生しており、市町村で処理している紙くずとあわせた資源化の検討が課題と考えます。

建設系の木くずは、建設業・建築業など発生事業所が多く、全地域内で発生しており、破碎により燃料化、堆肥化、合板材として資源化、リサイクルが進んでいます。建設リサイクル法により、分別解体が進んでいますが、薬品塗装やプラスチックが混入したものもあり、資源化不可能のものもあります。木くずを処理するための受け入れ条件としては、ビニール類や土砂を除いたものとされています。

製造業の木くずは、地域全域の製材業、木材加工業、家具製造業から発生し、これも建設系と同じく、破碎後の資源化、リサイクルが進み、自社での焼却処理もあるが、昨年のダイオキシン類発生規制に伴い、自社の焼却施設で処理できない事業所が出てきています。

繊維くずも業種指定があり、産業廃棄物としては発生事業所が限定されています。

事業系一般廃棄物としての繊維は市町村で処理されていて、家庭からのものと併せた資源化、リサイクルが検討課題と考えます。

植物性残渣としては、地域地場産業である梅加工業者やジュース製造加工業者から排出され、特に梅加工の調味液は高濃度であり、通常の水処理施設では処理困難となっています。このため、一度中和処理し海洋投棄を行っていますが、ロンドン条約による海洋投棄禁止の話もあり、処理としては深刻な状況にあります。また個人的に梅加工をしている農家についても、その処理が課題となっています。

動物性残渣は、鶏肉、骨、内臓などであり、県外で飼料・肥料・ラードの原料として資源

化されています。県外処理業者の動向を踏まえて、持続したリサイクルの検討が課題です。

同じく動物性残渣である魚のアラ、内臓について、魚屋さんなどが解体したものは、一般廃棄物で、干物や蒲鉾にした残りのものは産業廃棄物となります。

現在は、魚類の残渣はリサイクル業者により飼料、肥料など資源化されているものと市町村により焼却処理されているものがあり、連携した資源化が検討課題と考えます。また、現在処理委託している処理業者の動向に不安もあると聞いています。

家畜ふん尿は、発生量も多いが堆肥舎での処理や農地還元によるリサイクルが行われていて、産業廃棄物としては処理されていません。

建設業からの汚泥は、ほとんどが県外のゼネコン業者による大規模な建物基礎工事やトンネル工事などからの発生ですが、発生量や発生場所が異なるためにリサイクルの検討が困難です。

上水道汚泥は、水道事業の浄水場の濾過池の土であり、脱水処理した後に農地などに還元されています。

鉱業汚泥についても、発生事業所が限定され、かつ事業所内で脱水処理などの減量化を行った後、採掘跡地に還元利用しています。

製造業・サービス業汚泥は、ガソリンスタンド、クリーニング業等からの発生活汚泥のため、全地域から発生しています。

生コン残渣汚泥については、乾燥処理後がれき類のリサイクルとして資源化も可能ですが、ガソリンスタンドからの汚泥については、油分があるため特別な処理が必要であり、現在県外の専門業者で処理しています。ただし、処理業者によると焼却等の前処理を行っているが、最終処分場の確保の問題があるようなので、今後の動向を見ながら適正処理の持続の検討を行う必要があると考えます。

廃酸・廃アルカリについては、写真業、医療機関からの写真・レントゲンの現像液、定着液が主で地域全域から発生しています。

これも中和など専門的な処理が必要なことから、全て全国的にリサイクルを行っている県外の処理業者に処理委託を行っています。

ガラス陶磁器くずは、建設業の解体から出るもの、一般廃棄物としてリサイクル業者が収集し、処理後の残渣、医療機関からの薬品ビンなどがあり、これも地域内全域から発生しています。

特に建物解体後の石膏ボードなどは、処理場自体過剰気味で処理できておらず、今後の動向として不安がある、という結果が出ています。

建設業からのがれき類については、建設リサイクル法により、分別解体が進み、地域内で、破碎処理などの後、再利用、資源化利用の率も高く、さらに地域内のリサイクル業者を活用し資源化を図っていく必要があります。

建設業、製造業からの金属くずも地域全域から発生しています。ほとんどが有価物としての売却、自己利用や破碎、切断後に鉄鋼材料として資源化されています。

建設業からの廃プラスチック類については、建物の解体による内装材であり、リサイクル困難なものが多く地域外において破碎、焼却後に埋め立て処分されています。処理業者によれば、施設の受け入れにかなり余力があり、今後も持続が可能とのことですが、事業系及び生活系からの廃プラスチックとの連携処理も課題と考えます。

農業系の廃プラスチック類はビニールハウスや肥料袋などで、また果樹園に敷かれているマルチシートの処理も今後の課題となります。

現在、農協で回収し、県外処理業者が破碎、埋め立て処理している他、建築材料や自動車関連部品材料としてリサイクルしています。

農協、市町村などが連携して回収している以外の個人が所有する農業系ビニールの処理が検討課題と考えます。

製造業他の廃プラスチック類は、廃タイヤなどは県外などで更正タイヤや燃料としてリサイクルされているが、ほとんどが破碎処理後、埋め立て処分されているため、一般廃棄物の廃プラスチックと連携した処理対策の検討が必要となります。

廃油もガソリンスタンドなどや自動車整備工場から発生し、鉱物油は油水分離後、燃料化されている。また植物油も一部蒸解後により肥料、飼料、ラード原料としてリサイクルされるなど、県外の専門処理業者により処理されています。

感染性廃棄物についても、医療関係からの発生であり、県の医師会を通じて県外業者により処理されており、一部は鉄鋼炉によりスラグ化しているが、ほとんどが焼却により無害化した後、処分されています。

以上、廃棄物の種類ごとの処理方法、処理施設の状況、それぞれの課題などを簡単に説明しました。

今日は廃棄物の排出業者、処理業者の方が委員会へ出席していますので、後ほどさらに詳しい排出状況、分別、資源化、処理について報告してもらおうことにします。

(委員長)

産業廃棄物部会の関係者の方も出席されているとのことなので、お話していただきたく、お願いします。

(産廃関係者)

田辺市で、車や4品目以外の家電製品、自動販売機、農機具、カンピンの分別、リサイクル活動を行っています。私は常に県の姿勢に批判的で、というのも県外のごみを拒否して、県内のごみは県外へどんどん出している。それでいいのか、と自民党県議団に訴えた事があります。エコポリスで不法投棄を取り締まっていますが、なおさら県内のごみは、県内で処理すべきだと考えます。ところが紀北はフェニックス計画の範囲内で、地域内の産廃、一廃も受け入れています。残念ながら、紀南はその範囲外です。

新宮市なども焼却灰を受け入れてくれないか、とお願いしたみたいですが、断られたみたいで。

私はそんな状況から一廃、産廃含めて県内で、特に紀南地域で、きちんと処理できるところが有ればいいな、と強く願っています。

私はリサイクル業者ですが、100%ごみをリサイクルすることは、今の私どもの技術ではできません。そのためコストもかかります。ゼロ・エミッションに向かって私どもは企業として、利益を上げながら、継続してリサイクルに取り組んでいきたいとは、考えています。

皆さんは循環型社会の実現のため取り組んでいかれるのですが、そのインフラとして協力はしていきますが、実情は県外へリサイクルできないごみを出している。その品目毎に聞いてもらえれば、お答えさせていただきます。

(産廃関係者)

自社では中間処理業、土木建築業を行っています。また、木くずの中間処理もしています。木くずの処理で一番の問題は、シロアリ駆除がなされたものであり、リサイクルしても、受け入れてくれる所がありません。引取時にいくら注意しても、入り込んでくる事があります。そのために、建設廃材のチップは、農業用には使用出来ません。使用出来るのは公共工事の

法面の緑化の基材等しかありません。当社でも受取先が少ないため去年は受け取りを中止し、休業しました。国土交通省などは建設廃材のリサイクルを推進していますが、農水省は建設廃材などのリサイクル資材は農業関係への使用は不可であり、国においても温度差があります。伐採木、剪定木等は引取量は少ないが、農業用の堆肥として活用できます。しかし、自社引取量の7割が建設廃材であり、その受取先が無いのが実状です。

また、石膏ボードの処理にも、非常に苦勞しています。石膏ボード等を受け取ってくれる業者もいますが、どう処理しているのかは解りません。マニフェストで追えば解るのでしょうが、適正に処理されているのだろうか、との懸念はあります。

土木業界としては、建設残土の処理先も問題で、古座川も一杯で、田辺市にはありません。高速道路工事関連の残土は、田辺に計画されていますが、それだけです。他の残土処分場計画も、地元の反対でだめになったと聞いています。建設残土も高い処理料金を払えば受け取ってくれることもありますが、容量は少ないでしょう。建設残土の処理についてもこの機会に考えていただければ、土木業界としても歓迎できると思います。

(委員)

容量的にあふれて、県外に出ている状況とのことですが、どの種類を主としてビジネスとしていらっしゃるのか、教えてください。

(産廃関係者)

自動車、4品目以外の家電製品、扇風機、レンジ等、他に空き缶、空き瓶、それは田辺市がそれを資源ごみの回収をした後引き取っていますが、その中ではどうしてもリサイクル出来ない物があります。量としては、約2,000tが一ヶ月に入ってきます。その中でリサイクルできる物は、その内80%程度で、残り20%は埋め立てか、焼却しています。例えば、空き缶、空き瓶ですが、いろんな物があります。ガラスだから、とのことでガラス製の灰皿等、あるいは化粧品のビン、再生メーカーへ搬入していますが、いろんな種類のビンを混ぜれば、不良な再生品しかできません。缶は磁石でスチール缶、アルミ缶に分別できますが、ピンは手で分別するしかない。形状が一定されれば、識別センサーを備えたオートメーションである程度、4色ぐらいには分別できるでしょう。しかし、現状は手選別で行い、口に入るものを入れていたピンのみを識別し、リサイクルしている。それ以外のピンがどうしても含まれてきます。これが2~3割発生する。

車の場合もそうなのですが、皆さん豊島の産業廃棄物問題をご存じだと思いますが、廃棄物処理業者が車のシュレッダーダストを事情は解りませんが、大量に投棄した結果こうなった。シュレッダーダストには、金属くずやはがれた塗装、ラジエーター水、オイル、バッテリーの蒸留水、水銀、鉛などが含まれています。それ以外のごみも含まれますが、それらがまとめて捨てられると、排水処理は大変な状態になると想像できます。それらが私の工場から出ますが、これを受けてくれる所は紀南にはありません。フェニックスへも地域指定の関係から持っていきません。三重県や岡山県へ行っているのが実態です。およそ1月200t以上これらのごみが出てきます。非常に困っています。

(委員)

2,000tの80%を再処理して、20%は埋立に行くという話ですが、埋立は現在どこに行っていますか。

(産廃関係者)

岡山県や三重県の業者に受け取って貰っています。

(委員)

化粧品のピンは再生できないと言われていましたが、これは中身が化粧品だからなのか。

(産廃関係者)

飲み物のびんと化粧水の入ったびんのガラスの素材が違います。刷りガラスと刷りガラスでないものとの素材の違いです。

(委員)

各メーカーはびんの種類を変え、色も変えて特徴を出して売っていると思うが、こういう経済情勢では、将来的にはピンであればいいと言うぐらいの時代になってくると思う。

(産廃関係者)

循環型社会形成と言われ、環境問題は皆さんよくご存じだと思いますが、人間が地球にいいんだらうかという疑問を突きつけるぐらい、哲学性のあるものだと思います。ですから、我々の生き方や生活の仕方そのものを変えていかなければいけないと思います。

産業廃棄物処分場に関しては、本当に公共関与でないと出来ないと思っています。

(委員)

紀南地域での中間処理施設と最終処分場の整備状況、また廃棄物処理業の許可は、更新制なのか。

(県)

廃棄物の処理、施設については許可基準に反しない限り半永久的です。処理業については、期限があり、一般廃棄物は2年、産業廃棄物は5年です。

(事務局)

汚泥の脱水施設2、廃プラの焼却施設3、廃プラの破碎施設1、その他の焼却施設2、動植物性残渣の堆肥化施設3、廃プラの熔融施設1、木くず・がれき類の破碎施設2 1、木くずの炭化施設2、その他の破碎施設5、その他の発酵施設1で、管理型の最終処分場は地域にはありません。

(委員長)

これからの議論の進め方は、資料にあります廃棄物の種類ごとに、議論していきたいと思っています。まず、有機性汚泥である「下水汚泥」について、何かありますか。

(委員)

フロー図で「中間・処分」の意味は、また「県外で処理」247tについて

(県)

中間というのは脱水や焼却等による中間処理です。処分というのは、埋立とか海洋投棄を意味しています。ここでの県外での処理というのは、たまたま施設整備を行った際に、処分できる施設をまだ併設していなくて県外で処理をしたということです。

(委員)

中間処理の量は解るが、その後の最終処分の量は解らないということですね。この県外処理について、地域に最終処分場が出来ればそこで処分するということになると理解していいのか。

(県)

これが課題となり、地域で処分した方が良いということになれば、そのようになるが、現在の実態に問題があるのかどうかを今後検討していただきたいと考えます。

(副委員長)

先程の「中間・処分」については、中間処理した後、処理後の残渣も含めて記載していると思うが、「中間処理」として割り切って表現した方が解りやすいのでは。現在公共下水の

発生事業所数は少ないが、例えば田辺市は今後どうするのか。

(事務局)

田辺市でも計画を持っていますので、最終的には下水道汚泥の処分問題が出てくると考えられます。下水道整備については、大きな課題ということになってはいますが、今の段階でどのように進むかは、もう少し時間が掛かるという現状です。田辺市の場合、農業集落排水や合併処理浄化槽の汚泥を、し尿処理場で最終的に焼却処分をしているという現状です。

(委員)

地域内のリサイクル業者の現状と今後については

(事務局)

下水汚泥のリサイクル業者ですが、地域内での資源化の実績はありません。

(委員)

今後リサイクル業者が、新たな仕事を始める時には、困難なことは何かあるのか。また、行政の支援はあるのかどうか。

(県)

産業廃棄物処理業の許可が必要です。なお、廃棄物の再生利用、リサイクルは、一つのビジネスチャンスでもあるので、これを良い機会と捕らえて、新規参入される方があれば歓迎します。

(副委員長)

下水汚泥は、通常脱水処理をして減量化後、埋立処分していたが、下水道の普及とともに量が増えてくるので、今度はそれを焼却して減量化しようとしている。また、その焼却灰もできるだけ有効利用しようという話もある。この場合は、脱水はしているが、処理の中身が見えてないので、課題かどうか解りづらい。

(委員長)

現状と実態が見えてこないの、細かな突っ込んだ議論は難しいと思われませんが。

(県)

下水汚泥は、基本的には発生元の市町村において、リサイクルも含めて処理の方策を考えていただきたい。なお、一般廃棄物の焼却灰の問題もあるので、最終的には、それと併せてリサイクル、最終処分を検討する必要があると考えています。

(副委員長)

一般論はそうですが、ここに具体的に名前が挙がっている4町からは何とかして欲しいという要望はないんですね。

(事務局)

今はありません。

(委員)

リサイクルの方法について、具体的に燃料化にするのか、堆肥化するのか。

(県)

リサイクルとは、何らかの形で社会に対して役に立つような活用方法を意味しています。しかし、現実的にそれが無理であれば、例えば焼却して一般廃棄物の焼却灰と同じように処理せざるを得ません。具体的なリサイクルの方法は、堆肥の需要等の地域差が大きいので、それぞれの自治体で考えていただきたいと思っています。

(委員長)

それでは、次の「製造業等の有機汚泥」について

(委員)

業者委託による県外処理は、地域で資源化できないものを処理したということなのか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

地域内のリサイクル業者やこれから新規で起業する業者への情報提供や支援等は

(県)

リサイクルの具体的な方策について、行政にはそこまでのノウハウもなければ余力もありませんので、基本的にはそれぞれの業者の方で考えていただきたい。しかし、必要な資料などは提供します。いずれ三地域でそれぞれ説明会を開催したいと考えていますが、その時にこのような資料を提供し、ビジネスチャンスとして活用していただきたいと思っています。

事業化に向けた研究をされた場合に、民間企業ではどうしても乗り越えられないという相談があった時に、行政の支援が必要ということであれば検討させていただきます。

(委員長)

産業廃棄物部会の関係者の方、今のような話で何かコメントは

(産廃関係者)

中間処理施設等を設置する場合、地元合意を取り付けなければいけない。現状では、一般業者で計画を進めようとしても地元合意を得るのは、考えの違いかからか、なかなか並大抵ではない。企業は利益をある程度求めるので現実には難しい。

(産廃関係者)

下水汚泥は今後増える傾向にあると思うし、増やして行って欲しいと思う。というのは、河川の汚染原因を絶つ、それが海の保全に繋がる。そこには県の関与も必要と思っています。

(県)

廃棄物処理施設の設置に際して、条例で地元同意の義務付けをしている県もありますが、法的には地元合意・住民合意は必要ありません。地元のトラブルなど面倒なことを業者と地域の住民に押しつけて行政が逃げているのが地元同意・住民合意をめぐる議論の本質だという説もあります。

(委員長)

次の「紙くず」については

(副委員長)

いわゆる事務所などから排出される事業系一般廃棄物の紙くずは、いろんな所から出てくるが、産業廃棄物に指定される紙くずは少量で、ある意味無視していいという認識でいいのか。

(事務局)

そうです。

(委員長)

特に問題が無いようですので、次の「建設系の木くず」について

(委員)

フロー図の「中間・処分」は、焼却のことなのか。先程の話での堆肥化については、資源化に含まれていますね。

(産廃関係者)

そうです。私どもでは一部燃料化もしている。ここでは御坊地域における処理の特徴で「か

なり余力あり」となっていますが、実際のところ御坊地域から田辺の私の所に搬入されており、このアンケート調査結果が現実であるかどうかは解らない。受取単価もあまり変わらない中で、わざわざ田辺まで持ってくるのは、調査結果と実態が反映されていないと思う。

(委員)

県外処理という状況が、なぜ起こるのか。

(産廃関係者)

解体工事に伴う木くずは、木片にプラスチックやビニール電線の被覆、アルミサッシの枠、金具などが分別されずに搬入されるため、これらが県外で処理されている。

(事務局)

県外の大手ハウスメーカーが現場で発生した廃棄物を、そのまま自ら持って帰るのも一部含まれているので、これも県外処理になっています。

(副委員長)

いろんなケースはあるが、家屋を解体した時に、良質な木くずもあれば、シロアリ駆除の処理をした物のように処理処分に困る物として、他にどんな物があるのかが問題となる。今後この紀南地域でうまく適正に処理・処分やリサイクルできる物がないのかというのが課題であり、その点についてはどうか。

(産廃関係者)

なかなかそのような物は、無いと思います。たまに枕木や電柱が紛れ込んでくるが、処理は出来ない。ある程度保管しておいて県外で焼却処分するしかありません。

(委員)

廃材の中にビニールやシロアリ駆除した物があるので、農業用の肥料に使えないということなのか。

(産廃関係者)

当社ではそれらを取り除きますが、取り除いた物が自社で処理できなく県外へ搬出しています。

(委員)

不法投棄などで、建設廃材が多量によく埋め立てられている問題がありますが、建設廃材の埋立処理はやっていないのか。

(産廃関係者)

建設廃材は、埋め立てることが出来ません。

(委員)

その資源化した物は、どこへどのように利用しているのか

(産廃関係者)

ボイラーの燃料として、また立木などの伐採木は、農業用パークの木材として販売しています。建設廃材は農業用に使えないので、道路工事での法面の吹き付けや公園の下草押さえに使い、建設廃材の用途は限られています。

(委員)

それは、うまく捌けているのか。

(産廃関係者)

なかなか捌けないので、当社でも搬入ストップという事態もありました。

(委員)

最近この地域でもバイオ燃料を使った取り組みがされている。現在、生ごみは燃やしてい

るが、木くずなどと合わせてバイオの技術を利用して、活用すればいいと考えている。集めるのは大変だろうが、日本の技術は相当進んでいる。農林水産業と生ごみの排出が多いホテルなどの観光業というこの地域の事情に合っており、バイオ燃料の活用に個人的に大変注目している。

(産廃関係者)

木というのは、エコ燃料であると思っているが、なかなか経済的なことから難しい面がある。

(委員長)

今の話では、木くずをはじめとしたリサイクルのビジネスチャンスは、非常に難しいということに理解してよろしいか

(産廃関係者)

リサイクル法と現状がうまくマッチしていないと思う。建設廃材は、農業用には使えず利用は限られている。燃料化や焼却に回さないと処理できていない状況にある。

(委員)

「中間・処分」で、新宮市にある焼却業者のみとあるが、現在も処理しているのどうか。

(事務局)

一時休止していたが、現在、稼働して処理を行っています。

(委員)

処理業者は、田辺市と新宮市の2社だけなのか。

(産廃関係者)

いいえ、中間処理としては4～3社あります。

(委員)

建設系木くずで、資源化できる物は、やろうと思えば何パーセントぐらいまで可能か。

(産廃関係者)

家を解体した場合の木くずで一番問題になるのが石膏ボード、石膏ボードを受け取ってくれる業者はいるが、資源化で受け取ってくれる業者はいない。それとシロアリ駆除した物が問題となる。あと木くずに付随してくるプラスチックや金具が相当混ざってきます。

(委員長)

次の「製造業の木くず」に関してですが

(委員)

木くずに関しては、最終処分場で処理しないといけない物の量は、非常に少ないと理解していいのか。

(産廃関係者)

少ないと思うが、最終的に自社焼却となり無機質な焼却灰は最終処分場へ持っていく必要があります。

(委員)

委員会の諮問で最終処分場が必要ということになれば、促進協議会でその最終処分場を造るという検討をするわけですね。この時に中間処理施設が地域には不足しているから、何箇所か必要というような話になった場合、そのような施設についても委員会が議論するのかどうか疑問だが、事務局としてはどういう考えを持っているのか。

(県)

紀南地域の産業廃棄物の最終処分が大変困難であるという県議会の質疑等から促進協議会

の議論がスタートいたしました。設立趣意書では、「広域的な見地から公共関与の必要性も含めて紀南地域の適正な廃棄物処理のあり方を検討する」となっており、中間処理においても何らかの対応が必要と委員会が判断されるのであれば、答申の中に盛り込む等の検討をしてもらえしたいと思います。

現実的には、中間処理施設、最終処分場ともに立地は非常に困難な状況であり、県や市町村が関与するからといってすぐには出来ません。いくつもの課題があり答申に盛り込むのであれば、その優先順位についても議論していただきたいと思います。ただ、設立の経緯からこの委員会の答申で、中間処理について、一致して行動しましょうと、県・市町村・産業界に投げかけても、それが出来るかどうかは分かりません。

(委員長)

この問題は、今、議論出来ません。

次、「繊維くず」について、無ければ、地場産業からでる「梅の加工残渣」です。

(委員)

梅酢の資源化の企業の記事ですが、昨年度3千tの梅酢を処理し、今年度は新工場で6千tの処理を目指す、とあるのですが、記事と資料の整合性はどうか。

(事務局)

この資料の梅加工残渣は調味廃液の意味であり、その新聞記事は梅酢のことで、梅酢は加工業者等に買い取られています。つまり、有用物であり、廃棄物ではないと考えています。

(副委員長)

有機性汚泥のところでは、「梅加工調味液を含む」となっているが、これは

(事務局)

地域内で50t以上の水を排出する大手業者は排水処理施設を整備しているが、有機性汚泥はその処理施設を通して出た汚泥であり、大手の企業では調味廃液もこの施設で処理している。梅加工残渣の量については、その処理施設を通さずに、直接出てきたものとしています。それを中間処理した後、海洋投棄処分をしています。

(副委員長)

その安易な投棄処分がいつまで続けられるか、わからないから問題であるとのことですか。

(事務局)

その禁止が何時なのかは、結論が出ていませんが、加工組合はそうなるだろうと考え、非常に危機感、不安感を持っています。

(委員)

個人的に教えてもらいましたが、調査時に業者の方が、梅酢も調味廃液も一緒に回答されたとのこと、何か関係は

(事務局)

法的には調味廃液は廃酸、処理業者が不要果肉と一緒に数量を報告しているため、この資料では、動植物生残渣として計上しています。

(委員)

中間処理で減量化する方法はないのか、排出者がそれをしていないだけなのではないのか。

(事務局)

この梅加工残渣の量はそれをしていない事になる。しかし、中小企業の梅加工業者であり、排水処理施設を持っていないため、処理業者に処理委託しています。

(委員)

海洋投棄が出来ないようになれば、その業者が考えるべきではないのか。

(副委員長)

お金を掛ければその処理はできる。しかし、そうなればその加工業者の方は、商売が出来なくなってしまう。

(委員長)

このことについて、コメント可能な方は

(県)

行政は社会のニーズが多ければ、研究を行うことになる。この4,621 tについて合法的かつ安価な処理方法があれば、業者はそれを選択する。また、将来的に海洋投棄が出来ないようになればどうなるのか、については個々の業界の経営の問題であり、ここでの課題ではないと考えますが。

(委員)

海洋投棄はしてはならないことであり、しなくて済む解決方法は必ず存在すると思う。

(県)

海洋投棄が良い悪いの議論ではありません。例えば補助金を出して処理施設を持っているところに、処理を依頼するという安易な方法も考えられますが、この件は個別の業界の問題として考えていただくべきであり、この委員会が主体的に考えることではないと思います。

(委員長)

この事項は、地域の重要な地場産業でもあり、しかも中小企業も多く、処理に困っているのは確かであるから、今日方向性を出すのではなく、調査した上で検討を加えた方が良いと考えたい。

(県)

この件が重要な問題と認識したうえで、答申の中へ入れていただくなら、県が主体的な取り組みをするきっかけになるかも知れません。

(委員)

処理方法は実際にあり稼働している。これからのごみ処理は無機性、有機性廃棄物と分けなければならない。最終処理の前提としては「焼却、溶融」となるのだろうが、これを覆せばこの資料の数字は変わってくると思う。私が取り組んでいる有機物炭素化装置ですが、有機物は全て炭素化されます。これです尿、汚泥など一緒に処理可能です。現実に稼働していることを認識してもらいたいと思う。

(委員長)

次の項目、「食肉工残渣」です。何か。

(副委員長)

民間の商取引で処理されているので、問題ないと考えていいのか。

(事務局)

はい。

(副委員長)

魚のあらなどは多量に出て問題と思いますが、産業廃棄物ではないとのことか。

(事務局)

東牟婁地域で排出の多い、魚の解体からの残渣は一般廃棄物です。処理ルートによって資源化、資料化していますが、その受け入れ先について将来的な不安があるとのこと。

(委員)

課題と対策に「既存のリサイクル業者を活用」としているが、県内の業者が少なく、三重、徳島などの県外業者が処理しているのが実状だと思うのが、その業者のことが。

(事務局)

はい。

(委員)

処理費用は

(事務局)

t 当たり運送費込みで約1万円くらい。

(委員長)

那智勝浦町の色川では、マグロのあらで堆肥化をしている。

(委員)

北海道では魚のあらで、魚醬を開発したと聞いている。そのように資源として利用する方法で前向きに取り組んでいけないか、と思う。

(委員)

この事項の課題と対策の欄の文章は、政府のバイオマスニッポンの取り組みに合致しており、この地域ではその資源が豊富であることから、ビジネスとして十分成り立つと思う。技術的には県の工業技術センター等が持っているだろうし、機会があれば私も資料は持つてくる。

(委員長)

「家畜糞尿」について何か。特に現状では問題ない、としてよろしいか。では次の「建設汚泥」について何か。

(副委員長)

建設汚泥の課題と対策の欄で、建設残土対策とありますが、建設残土の実状は

(産廃関係者)

建設残土は産業廃棄物ではないが、業界としてはいつも建設残土処分場を確保して欲しいと要望をしている。数年前は建設残土の処分場が逼迫していたが、最近は工数の件数がかなり減少しているため、その問題は多少緩和しているが、十分ではないためにやはり必要と考えています。高速道路関連工数の残土処分場計画、また緑資源公団の事業において処分出来たり、また田辺の工数の残土が、大塔村三川の現場へ運んだりされています。それでいいのかどうか、を考えてもらえればと思います。

(県)

県の県土整備部で残土処分を扱っていて、すさみ町に公的な処分場があり、今年新たに湯浅町で開設しました。しかし、土砂が入らないために、その経営を任されているところが苦しんでいます。実情は近くに処分場がない、ということだと思いますが、県土整備部では各振興局に1カ所持つことを方針としていました。今のご意見は、県土整備部に伝えます。

(委員長)

他に、それでは次の「鉱業汚泥」、何か。

無ければ、次、「製造業サービス業汚泥」です、何か。

(委員)

生コンの汚泥、これは川の汚染源である。きちんと管理、処分されているとは思わないが。また、クリーニング汚泥等は県外業者に処分を任せているということであるが、うまくいっているのかどうか。

(事務局)

クリーニング汚泥、ガソリンスタンドの洗車汚泥はある程度の量を集め、専門処理業者が処分しているため、既存業者を活用し適正処理を進めて行くことと考えます。

(委員)

クリーニング汚泥の処理はパッケージ形式で回収され、専門業者が処理すると聞いたが、中小のクリーニング業者の方などもそのような処理はされているのか。

(事務局)

大きな業者は自己処理の装置が有りますが、むしろ中小の業者の方々がその方式を利用し専門業者が処理していると聞いています。

(委員)

発生抑制、中間処理がどこまで出来るのかが、余り見えて来ないので、議論しにくい。

(県)

今言われた排出抑制、中間処理がどこまで可能か、見えて来ないということですが、法律上では千tを超す多量排出事業者は、その処理計画を策定して、削減努力を行う、それ以外の業者の方も排出抑制に努めるようになっていきます。実際、産業廃棄物については、処理料金が高騰しているため、不法投棄をしない限りは、減量化を考えない業者はいません。産業廃棄物については、これだけ景気が厳しいからこそ排出業者はリサイクルに努めていますが、どうしてもリサイクルができないものもあります。そこに行政の何らかな手助けが有ればうまくいくということであれば、行政が関与すべきであると思います。繰り返しになりますが、産業廃棄物は排出者責任ですから、まず、排出事業者に一步踏み出していただく努力をお願いしたいと思います。

(委員長)

「廃酸・廃アルカリ」、「ガラス陶磁器くず」について何か。

(副委員長)

先ほど産廃関係者の方から話のあったビン等の資源化した後の残渣は、この数字に表れているのか。県外で2,470t直接処分されているが、これが一生懸命リサイクルをした後で残った量ならリサイクルをしたほうが良い。でもリサイクルをすれば残渣は増えるが、その残渣が適正に処理されているのか。良いとこどりのリサイクルとなっていないどうか。つまり、この2,470tは、元々2,631トンから発生したのではなく、処理対象物をもっと大量にあり、その処理後の数字が2,631トンなのかどうか。それなら、この2,470tの処분을紀南地域でしなければならぬのかどうか。

(事務局)

紀南地域のビン類はほとんど、田辺市の業者の方に資源化を依頼してる。その資源化後の残渣がこれだけ有り、処分に困っているということです。さらに処分に困ったもののリサイクルを進められないかということも検討しなければならないと考えています。

(委員長)

本日は時間の関係もあるので、残りの項目については、次回の委員会の検討事項としたいと考えます。

産業廃棄物の実態については、我々も不明な点もあり、さらに踏み込んだ議論も必要なため、次回までには資料を勉強し、議論を深めたいと思う。また、次回には農業関係の方の出席をお願いしたい。